

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害等リスク

①庄内町余目地域

(洪水：ハザードマップ)

当町のハザードマップによると、余目地域北側の最上川沿岸部において最大 5mの浸水が予想され、一部、氾濫流による家屋倒壊等氾濫区域も想定されている。町内商業エリアにおいて最大 0.5mの浸水が予想され、内水氾濫区域として想定されている。

また、余目地域南側の京田川沿岸部では最大 3mの浸水が予想されている。

(土砂災害：ハザードマップ)

当町のハザードマップでの土砂災害警戒・特別警戒区域の指定はされていない。

(地震：ハザードマップ)

当町では庄内平野東縁断層帯を震源とする地震を想定した庄内町地震ハザードマップ（揺れやすさマップ）により、余目地域は震度 6 強から震度 7 を予測している。

②庄内町狩川地域

(洪水：ハザードマップ)

当町のハザードマップによると、狩川地域北側の最上川沿岸部において、最大 5mの浸水が予想され、一部、氾濫流・河川浸食による家屋倒壊等氾濫区域も想定されている。市街エリアにおいては最大 0.5mの浸水が予想され、内水氾濫区域として想定されている。また、南側の千本杉地区の京田川沿岸部においては 3mの浸水が予想されている。

(土砂災害：ハザードマップ)

当町のハザードマップによると、狩川地域の囲町、馬場・山崎、上幅地区が土石流・急傾斜による土砂災害警戒・特別警戒区域に指定されている。

(地震：地震ハザードマップ)

当町では庄内平野東縁断層帯を震源とする地震を想定した庄内町地震ハザードマップ（揺れやすさマップ）により、狩川地域は震度 6 強から震度 7 を予測している。

③庄内町清川地域

(洪水：ハザードマップ)

当町のハザードマップによると、最上川、立谷沢川沿いで最大 10mの浸水が予想され、一部、河川浸食による家屋倒壊等氾濫区域も想定されている。

(土砂災害：ハザードマップ)

当町のハザードマップによると、清川地域は土石流・急傾斜・地すべりによる土砂災害警戒・特別警戒区域に指定されている。

(地震：ハザードマップ)

当町では庄内平野東縁断層帯を震源とする地震を想定した庄内町地震ハザードマップ（揺れやすさマップ）により、清川地域は震度 6 弱から震度 6 強を予測している。

④庄内町肝煎地域

(洪水：ハザードマップ)

当町のハザードマップによると、立谷沢川沿いとなる肝煎地域は最大 3 mの浸水が予想されている。また、浸水深の指定はないが浸水の可能性があるエリアと河川浸食による家屋倒壊等氾濫区域が広範囲にわたり予想され、一部、氾濫流による家屋倒壊等氾濫区域も想定されている。

(土砂災害：ハザードマップ)

当町のハザードマップによると、土石流・急傾斜・地すべりによる土砂災害警戒・特別警戒区域に指定されている。

(地震：ハザードマップ)

当町では庄内平野東縁断層帯を震源とする地震を想定した庄内町地震ハザードマップ（揺れやすさマップ）により、肝煎地域は震度 5 強から震度 6 強を予測している。

⑤庄内町立谷沢地域

(洪水：ハザードマップ)

当町のハザードマップによると、立谷沢川沿いに立地する科沢地区、工藤沢地区、瀬場地区等で最大 0.5m の浸水が予想されている。また、広範囲にわたり浸水深の指定はないが浸水の可能性があるエリアと河川浸食による家屋倒壊等氾濫区域も想定されている。

(土砂災害：ハザードマップ)

当町のハザードマップによると、山間地域である当地は多数の地域で土石流・急傾斜・地すべりによる土砂災害警戒・特別警戒区域に指定されている。

(地震：ハザードマップ)

当町では庄内平野東縁断層帯を震源とする地震を想定した庄内町地震ハザードマップ（揺れやすさマップ）により、立谷沢地域は震度 5 弱から震度 6 強を予測している。

⑥庄内町添津・三ヶ沢地域

(洪水：ハザードマップ)

当町のハザードマップによると、京田川沿岸で最大 3m の浸水が予想されている。また、大沢提ため池ハザードマップではため池が決壊した際の浸水想定区域と最大水深（区域内最大 2m）が想定されている。

(土砂災害：ハザードマップ)

当町のハザードマップによると、山間部に近い全地域で土石流・急傾斜・地すべりによる土砂災害警戒・特別警戒区域に指定されている箇所がある。

(地震：ハザードマップ)

当町では庄内平野東縁断層帯を震源とする地震を想定した庄内町地震ハザードマップ（揺れやすさマップ）により、添津・三ヶ沢地域は震度 6 弱から震度 7 を予測している。

⑦共通

(水害)

当町では、これまで水害による大きな被災は無かったが、令和 6 年 7 月 25 日に線状降水帯が発生し、1 時間雨量が 61.0 mm に達した。26 日にかけては 7 月の降雨量では過去最大となる 281.5 mm の記録的な大雨となった。幸い人的被害は無かったものの、一般建物被害（全壊・土砂災害・床上床下浸水）、県道・町道の冠水や法面・路肩の崩落、落橋、道路や農地への土砂堆積など大きな水害に被災している。

(地震)

地震ハザードステーションの防災地図によると、庄内町エリアは震度 6 弱以上の地震が今後 30 年間で 26 % 以下の確率で発生すると言われている。

(雪害)

冬季は、積雪や地吹雪の発生に見舞われる日本海型気候を呈している。積雪については、余目・狩川・三ヶ沢地域では風の影響もあって積雪量は平地で最大 1.5m ほど、山間部となる立谷沢・肝煎・清川では 3m を越える積雪になるところもあり雪崩による被害も想定され多様な状況にある。豪雪地帯対策特別措置法の下に立川地域は特別豪雪地帯となっている。降雪状況によっては公共交通機関の不通や物資の遅延、除雪作業時の事故等の雪害の可能性がある。

(感染症)

新型インフルエンザは、10 年から 40 年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当町においても多くの町民の生命や健康及び経済活動に重大な影響を与えるおそれがある。町民は企業活動をはじめとして市・町外との往来も多分にあることから、一度県内でクラスターが発生すれば、当町内においても感染が拡大するおそれがある。

## (2) 管内商工業者の状況

- ①商工業者等数 723人
- ②小規模事業者数 613人
- ③内訳

業種	商工業者等数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
建設業	120	116	管内に広く分散している
製造業	100	82	工業団地を有する余目、狩川の地域に多い
卸・小売業	183	138	管内に広く分散している
飲食店・宿泊業	73	62	飲食店・宿泊業は余目地域に多い
サービス業	168	145	管内に広く分散している
その他	79	70	管内に広く分散している

（出所：令和3年経済センサス活動調査）

## (3) これまでの取組

### 1) 庄内町の取組

- ・庄内町地域防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・防災、感染症等対策備品の備蓄
- ・庄内町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

### 2) 当会の取組

- ・事業者事業継続計画（以降BCP）に関する国の施策の周知
- ・BCPの必要性和メリットを会報等で周知
- ・山形県火災共済協同組合や商工会の「ビジネス総合保険」「休業補償制度」取扱損害保険会社と連携した損害保険への加入促進
- ・自主防災訓練を実施
- ・庄内町が実施する防災訓練への参加及び協力

## II 課題

- ・現状では、自然災害等による緊急時の取組について、防災計画の周知にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。
- ・日頃の巡回・相談活動から感じる、事業者の防災対策が十分に進まない理由として、小規模事業者の人材等の経営資源の不足があげられる。例えば、ある小規模事業者は、事業所に隣接する河川が豪雨等により10年に1度の頻度で氾濫することを認識しており、事前対策の必要性は理解しているものの、毎日の事業活動で手一杯で事前対策を講じられない現状がある。
- ・当商工会エリアは平野部・河川部・山間部が含まれており、広い面積を支援範囲としているため、発災時、非常時における被害状況の把握に時間がかかることが危惧される。また、当商工会と庄内町の連携・協力体制も具体化されていない。
- ・感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性の周知が必要である。

## III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し、自然災害や感染症等のリスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・地区内経営資源が不足する小規模事業者に対し、後述するBCP普及啓発セミナーの開催や当会経営指導員等によるBCP策定の伴走支援により、BCPの普及促進を図る。
- ・発災時、非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、当会内部において迅速に被害

- 状況が把握できる体制の構築と庄内町との間における被害情報報告、共有ルートを構築する。
- ・ 発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※その他 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山形県へ報告する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 当会と庄内町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

### 1. 事前の対策

#### 1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ①巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ②会報や町広報、ホームページ、SNS（LINE）等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ③小規模事業者に対し、BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ④BCP策定支援にあたっては、山形県で作成し、事業者が自社BCPを策定する際に「ひな形」として活用できる「山形県版BCPモデル」の普及促進を図る。

#### ※山形県版BCPモデルの特徴

- ・ 大地震、風水害・雪害、感染症の3つのリスクに幅広く対応している。
  - ・ 7業種（建設業、製造業、卸・小売業、宿泊業、飲食業、生活関連サービス業、その他汎用版）に対応し、県内主要業種がほぼ網羅されている。
  - ・ A3版1枚のコンパクトサイズで大きな負担なく作成が可能である。
  - ・ 「策定の手引き」付きで、初めてでも簡単に作成が可能である。
- ⑤事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
  - ⑥新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
  - ⑦新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
  - ⑧事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成（令和7年3月までに作成する）

#### 3) 関係団体等との連携

- ①山形県火災共済協同組合や「商工会のビジネス総合保険」「商工会の休業補償制度」取扱損害保険会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険、生命保険、傷害保険等の紹介等を実施する。
- ②感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。

③関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

#### 4) フォローアップ

- ①小規模事業者のBCP等取組状況の確認。
- ②庄内町と適宜、電話やメール等で被害状況や支援情報等を共有する他、必要に応じて連絡会議を開催し、状況確認や改善点等について情報を共有する。

#### 5) 当該計画に係る訓練の実施

- ①自然災害（震度6弱以上）の地震が発生したと仮定し庄内町との連絡ルートの確認等を行う訓練は必要に応じて実施する。

### 2. 発災後の対策

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

#### 1) 応急対策の実施可否の確認

- ①発災後1時間以内を目途に職員の安否報告を行う。  
具体的には、発災時は携帯電話での連絡が困難になることが予想されるため、商工会職員は事務局長へSNS等を利用して安否報告と業務従事の可否報告を行う。併せて、把握できる大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等についてまとめ、当会と庄内町で共有する。
- ②国内感染者発生後は、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ③感染症の流行・拡大や新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、庄内町における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

#### 2) 応急対策の方針決定

- ①当会と庄内町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。  
（豪雨における例）職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全を確保し、警報解除後に出勤する等。
- ②職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ③大まかな被害状況を確認し、2日以内に情報共有する。

※例：被害規模の目安は以下を想定

被害規模	被害の状況	想定する応急対策の内容
大規模な被害がある	⑦地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ①地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ⑦被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。	①緊急相談窓口の設置・相談業務 ②被害調査・経営課題の把握業務 ③復興支援策を活用するための支援業務
被害がある	⑦地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ①地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。	①緊急相談窓口の設置・相談業務 ②被害調査・経営課題の把握業務

ほぼ被害はない	⑦目立った被害の情報がない。	特に行わない
---------	----------------	--------

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

④本計画により、当会と庄内町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

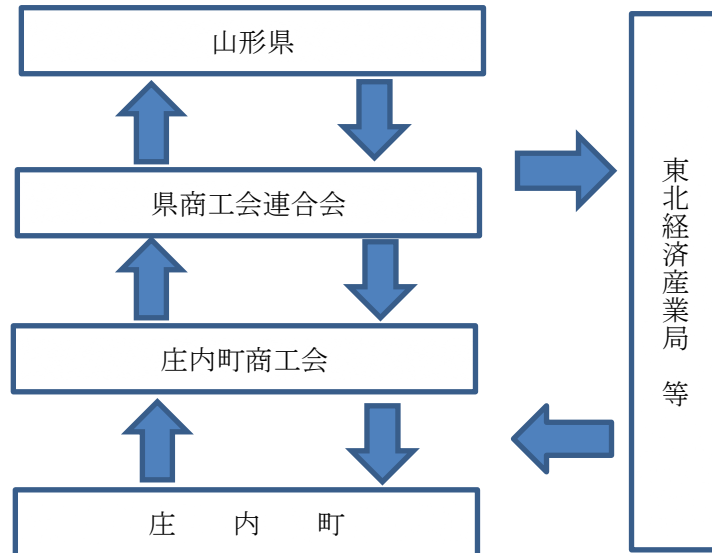
発災後～2週間	1日に2回共有する
3週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

⑤庄内町で取りまとめた「庄内町新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

### 3. 発災時における連絡体制

- ①自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ②自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ③当会と庄内町は自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ④当会と庄内町が共有した情報を、当会又は庄内町より山形県へ報告する。
- ⑤感染症流行の場合、国や山形県等からの情報や方針に基づき、当会と庄内町が共有した情報を、山形県商工会連合会を通じ山形県へ報告する。

※連絡ルート



### 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ①緊急相談窓口の開設方法について、庄内町と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ②安全性が確認された場所において、緊急相談窓口を設置する。
- ③窓口相談設置にあたっては、山形県火災共済協同組合（火災保険、損害保険）や金融機関（緊急融資）と連携し、ワンストップでの対応を可能とする。
- ④地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。詳細確認にあたっては、被害項目等を予め記載した相談シートを作成し、罹災証明に必要な写真をその場でスマホから印刷できるようにPC、プリンターを準備するなど、迅速な被害状況の把握に努める。

- ⑤応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ⑥地区内小規模事業者への緊急相談窓口設置や被災事業者施策の周知方法は、案内文書の郵送のほか、当会LINEグループ機能を活用する。
- ⑦感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

#### 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援

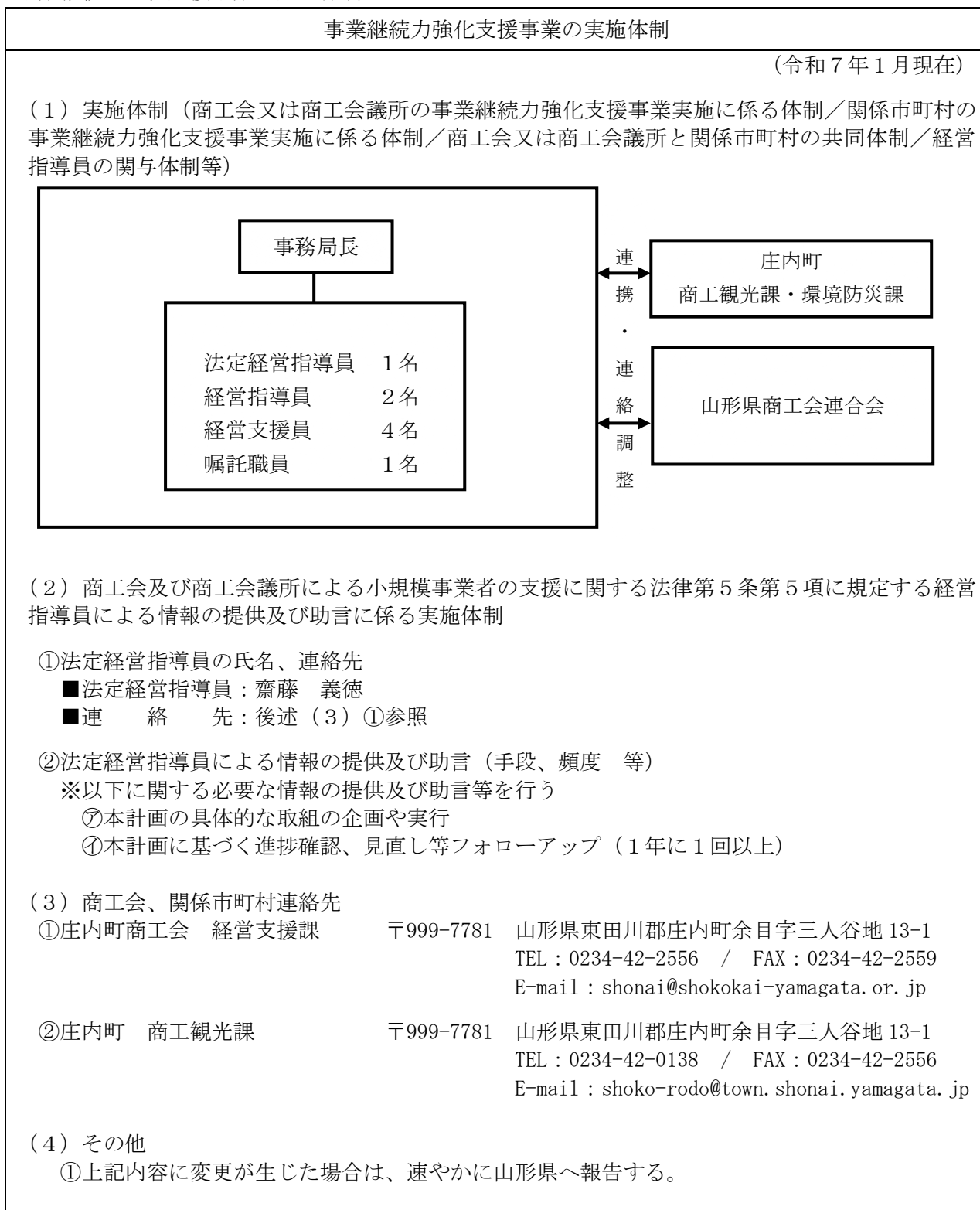
- ①復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ②被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を山形県等に相談する。

#### 6. その他

- ①上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山形県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制





(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	200	200	200	200	200
・ 専門家派遣費	100	100	100	100	100
・ セミナー開催費	50	50	50	50	50
・ パンフ、チラシ 作成費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、庄内町補助金、山形県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
山形県火災共済協同組合 理事長 富樫 秀克 〒990-8580 山形市城南町 1-1-1 霞城セントラル 13 階
連携して実施する事業の内容
① 専門家派遣による、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーの開催 ② 専門家派遣による、損害保険、傷害保険等の紹介
連携して事業を実施する者の役割
① 専門家派遣による、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーの開催 ② 専門家派遣による、損害保険、傷害保険等の紹介
連携体制図等